

個人情報保護に関するGIS技術研究、開発を行う
建設関連事業者のガイドライン
(ダイジェスト版)

平成21年12月

NPO法人 全国GIS技術研究会

はじめに

NPO法人全国GIS技術研究会では、会員各社が事業で取り扱う個人情報を含む各種データの取扱いにおいて個人情報保護法の示す基準を遵守しお客様に安心してご利用いただけるシステムや成果品を提供できる事業者となるために、「個人情報保護に関するGIS技術研究、開発を行う建設関連事業者のガイドライン」を平成17年10月に第一版を発表しました。そのごJIS規格の改正、参考とするガイドラインなどの改正にあわせて逐次改訂版を発行し、会員各社が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援しています。

今回の見直しにおいては、「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更(平成20年4月)、「個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正(平成20年5月)、「個人情報保護に関する各省庁ガイドラインの共通化について」(内閣府より平成20年7月)への対応、及び、個人情報の取扱いに関する諸問題への対応等を勘案した経済産業省からのガイドラインの発表を受けてGIS等事業者にかかわる問題を中心に見直しを図りました。

また、2005年4月に個人情報保護法が施行になって以来4年が経過しましたが、個人情報の漏えい等に関する事件事故は一向に減少していないのが実情であります。いや、むしろ増大していると言っても過言ではない現状です。100年に一度と言われる厳しい経済状況の中で、個人情報の保護に対する対策が低下することも予想され、更に多くの漏えい事件等の発生が懸念されます。

こうした事にならないためにもGIS技術研究、開発を行う建設関連事業者の皆様が、事業内容に合わせた個人情報保護体制を構築するにあたり、このガイドラインをそのまま自社の個人情報保護マニュアルとして活用頂ける様に、個人情報保護法を基準とした

① 個人情報保護法の定める義務と同等の対応を求める

① 個人情報保護法の定める義務と同等の対応を求める事項

② 個人情報保護法の定める義務を上回る対応を求める事項(各省庁の策定したガイドライン)

③ 個人情報保護法では定められていない事項(JIS規格の要求事項)

と、経済産業省のガイドラインからの引用を多く併記しています。

このダイジェスト版は、ガイドラインの概要をご紹介しますもので、個人情報保護体制を構築する場合は、別に発行するガイドラインを採用して頂く必要があります。

会員各社におかれましては、お客様その他一般社会からの一層の信頼確保のためにガイドラインをご活用いただき、事業内容に合わせた個人情報保護体制を確立されますよう期待しております。

平成21年12月14日

NPO法人全国GIS技術研究会
理事長 山下定男

第1章 総 則

1. 目 的

このガイドラインは、GIS技術の研究、開発に取り組む建設関連事業者(以下、「GIS等事業者」という。)に対し、個人情報の適正な取り扱いに関する指針を示すことにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための活動を支援し、GIS等業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(説 明)

1. 「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という。)は、事業者の個人情報保護水準を一律に規定せず、業種業態に応じた適切な選択をするよう事業者に求めています。また、各省庁で策定されたガイドラインは、事業者における保護対応の自主的選択において、考慮すべきポイントを示したものです。したがって、GIS等事業者においても、少なからず個人情報を事業において取扱っている以上は、法を遵守し自社の社会的責任を果たす為に、最低限の対応をする必要があります。
2. また、このガイドラインは、個人情報保護法及び国が策定したガイドライン等への対応を基礎としながらGIS等事業者に、原則として、国民の義務としての、一定の保護水準での対応を求めるものであり、事業者自らのマネジメントシステムを構築して対応する仕組みを示したものです。
3. さらにこのガイドラインでは、JIS規格との関連を示すことでGIS等事業者が自ら保有する個人情報を活用し、同時にお客様の個人情報を保護するためのマネジメントシステムを有効に機能させるための指針を示しています。

参考条文 個人情報保護法第1条(目的)

個人情報の保護に関する基本方針 (以下、「基本方針」という。)

- 1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- (2)個人情報保護法の理念と精度の考え方

2. 適用範囲

- (1)このガイドラインは…省略…GIS等事業者に該当するGIS等事業者を対象として適用する。
- (2)このガイドラインは…省略…個人情報保護法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定する事項を遵守することが望ましい。
- (3)このガイドラインは…省略…GIS等事業者がその活動実態に応じた見直しをすることができる。

3. 定 義

このガイドラインにおける用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)個人情報
- (2)個人情報データベース等
- (3)GIS等事業者
- (4)個人データ
- (5)保有個人データ
- (6)本人
- (7)本人に通知
- (8)公表
- (9)本人の同意

- (10) 利用
- (11) 提供
- (12) 個人情報保護管理者
- (13) 個人情報保護監査責任者
- (14) 個人情報保護マネジメントシステム
- (15) 不適合
- (16) 従業者

第2章 計 画

4. 個人情報の特定

GIS等事業者は、自らの事業の用に供する全ての個人情報を特定する為の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

(説 明)

個人情報を保護する為には…省略…自社の個人情報保護マネジメントシステムを、有効に機能させるため、個人情報の特定をするために最低限必要な手順を、明らかにしなければなりません。

さらに、従業者等が個人情報の定義を十分理解し、どのような個人情報が、どこで、どのように取得され、流通していくか…省略…について明らかにすることが必要です。

また、特定した個人情報の台帳等の更新及び定期的な見直しをしなければなりません。

5. リスクなどの認識、分析及び対策

GIS等事業者は…省略…リスクを十分認識し、分析することで…省略…お客様に安心していただけるために、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

6. 個人情報保護方針の策定及び公表

GIS等事業者の代表者は…省略…個人情報保護方針を定め…省略…文書化し、全ての役員及び従業者に周知させるとともに一般の人が入手可能な措置を講じなければならない。

7. 内部規程の策定

GIS等事業者は…省略…規程又は手順書を策定し、実施し、維持し、及び継続的な改善をしなければならない。

第3章 運 用

第1節 個人情報の取得等

8. 利用目的の特定

- (1) 個人情報を取り扱うに当っては…省略…その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 利用目的を変更する場合には…省略…合理的に認められる範囲を超えて変更してはいけない。

9. 利用目的による制限

- (1) GIS等事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで…省略…個人情報を取扱ってはならない。

(2)GIS等事業者は…省略…あらかじめ本人の同意を得ないで、…省略…必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

(3)前記(1)及び(2)は、次に掲げる場合については適用しない。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

10. 個人情報の適正な取得

GIS等事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

11. 取得に際しての利用目的の通知又は公表

個人情報を取得する場合は…省略…その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

12. 直接書面により個人情報を取得する場合の利用目的の明示

本人との間で契約を締結することに伴い…省略…当該本人の個人情報を取得する場合…省略…あらかじめ、本人に対し、…省略…書面又はこれに変わる方法(口頭、電話等は含まない)によってその利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。

- (1)GIS等事業者の氏名又は名称。
- (2)個人情報保護管理者もしくはその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先。
- (3)利用目的。
- (4)個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項。
 - ・第三者に提供する目的
 - ・提供する個人情報の項目
 - ・提供の手段又は方法
 - ・当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
 - ・個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨。
- (5)個人情報の取扱いの委託をおこなうことが予定される場合にはその旨。
- (6)保有個人データに該当する場合には、その求めに応じる旨及び問合せ窓口
- (7)本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に生じる結果。
- (8)本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨。

13. 利用目的の変更

(1)GIS等事業者は…省略…変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(2)ただし、次に掲げる場合には、適用されない。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- ②当該GIS等事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合。
- ③国の機関等への協力をする場合で、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

④利用目的が自明であると認められる場合。

14. 子どもから個人情報を取得する場合の措置

GIS等事業者は…省略…子どもが理解できる平易な表現で利用目的を明示するものとし、子どもに個人情報の入力を求める場合には、保護者の了解を得るように促すものとする。

15. 特定の機微な個人情報の収集の禁止

GIS等事業者は、次に示す内容を含む個人情報の取得、利用または提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用または提供について、書面による本人の同意がある場合及び9(3)の①から④のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 思想、信条、及び宗教に関する事項。

(2) 人種、民族、門地、本籍地、(所在都道府県に関する情報を除く)、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。

(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項。

(4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項。

(5) 保健医療及び性生活に関すること。

第2節 個人データの管理

16. データ内容の正確性の確保

GIS等事業者は…省略…個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

17. 安全管理措置

GIS等事業者は…省略…その会社規模に応じた必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(説明)

GIS等事業者が個人情報を取扱うにあたって…省略…個人データを安全に管理するため、経済産業省ガイドラインに示された組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じることが必要であり、GIS等事業者は自社の事業の状況に応じた措置を講ずるようお願いします。

18. 従業員の監督

(1) GIS等事業者は…省略…当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(2) 前項の監督にあたっては少なくとも次に掲げる事項を行わなければならない。

① 個人情報保護に関する規程類を策定し従業員に周知すること。

② すべての従業員に対して定期的に個人情報の保護に関する教育を実施すること。

③ 個人データが適切に取り扱われているかを必要に応じて確認すること。

19. 委託先の監督

(1) GIS等事業者は…省略…十分な個人情報の保護水準を満たしている者を、選定しなければならない。このため、GIS等事業者は、委託を受ける者を選定する基準を確立しなければならない。

(2) GIS等事業者は…省略…委託を受けた者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

い。

(3)前項の監督にあたっては、このガイドラインに従い、委託先における個人データ取扱い状況の把握をするためには、少なくとも次の事項を契約によって規定し、委託処理の明確化を進め、十分な個人情報保護水準を担保しなければならない。

- ①委託者及び委託先の責任の明確化。
- ②個人データの安全管理に関する事項。
- ③再委託に関する事項。
- ④個人データの取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度。
- ⑤契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
- ⑥契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ⑦事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

第3節 提供に関する措置

20. 個人データの第三者提供の制限

- (1)GIS等事業者は…省略…本人の同意を得ないで…省略…第三者に提供してはならない。
- (2)GIS等事業者は…省略…本人の求めに応じてその提供を停止する…省略…あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは…省略…提供することができます。
 - ①第三者への提供を利用目的とすること
 - ②第三者に提供される個人データの項目
 - ③第三者への提供の手段又は方法
 - ④本人の求めに応じて…省略…個人データの第三者への提供を停止すること。
 - ⑤取得方法
- (3)GIS等事業者は、前項②又は③に掲げる事項を変更する場合は…省略…本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (4)次のいずれかに該当する場合は、第三者提供に該当しないものとする。
 - ①GIS等事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - ②合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合。
 - ③個人データを特定の者との間で共同して利用する場合で以下のことを、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。
 - a 共同利用する旨
 - b 共同して利用される個人データの項目
 - c 共同して利用する者の範囲
 - d 利用する者の利用目的
 - e 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - f 取得方法
- (5)GIS等事業者は、前記③に規定する項目のうち、d又はeを変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(説明)

1. 省略
2. 省略
3. 事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない。
4. GIS等事業者が業務委託を遂行するという目的以外で個人情報を第三者提供する場合はあらかじめ本人の同意を得る必要があります
5. (2)はオプトアウトにあたります。

GIS等事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には…省略…本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができます。

ただし…省略…利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は…省略…目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできません。

また…省略…その個人データの入手元を開示することを妨げるようなことは避けることが望ましい。

「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たりあらかじめ、以下の①から④までの事項すべてを、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいいます。

- ①第三者への提供を利用目的とすること。
- ②第三者に提供される個人データの項目
- ③第三者への提供の手段又は方法
- ④本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

6. 第三者に該当しないもの

以下の(1)ら(3)までの場合は、第三者には該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができます。

- (1)委託
- (2)事業の承継
- (3)共同利用

7. 雇用管理に関する個人データ関連

第4節 開示・訂正・利用停止等の対応

21. 保有個人データに関する必要事項の公表等

(1)GIS等事業者は、保有個人データに関し、次の事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かなければならない。

- ①GIS等事業者の氏名又は名称
- ②個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先
- ②すべての保有個人データの利用目的
- ③保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の手続及びその手数料
- ④GIS等事業者が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先
- ⑤第26(1)によって定めた手続

(2)GIS等事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、前項の規程に

より当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合、及び、第13(利用目的の変更)(2)の①から④までのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(3) GIS等事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

22. 本人からの求めによる保有個人データの開示

(1) GIS等事業者は、本人から…省略…開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められた場合は、本人確認のうえ遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、次に掲げる場合はその全部又は一部を開示しないことができる。

①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。

②自社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。

③他の法令に違反することとなる場合。

(2) 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定した時は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(3) 開示する場合は書面により行う。ただし、開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、その方法で行うことができる。

23. 本人からの求めによる保有個人データの訂正等

(1) GIS等事業者は、本人から…省略…訂正、追加又は削除(以下「訂正等」といいます。)を求められたときは…省略…必要な範囲内において遅滞なく調査を行い…省略…当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

(2) 前項の規定に基づき…省略…訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

24. 本人からの求めによる保有個人データの利用停止等

(1) GIS等事業者は…省略…本人から利用停止若しくは、消去又は第三者への提供の停止を求められたときにおいて、その求めに理由があることが判明したときには、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止等を行わなければならない。ただし、多額の費用を要する等、その実施について困難である場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるときは、この限りではない。

(2) GIS等事業者は…省略…利用停止等を行ったとき、又は、行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

25. 公表・開示等を行わない場合の本人への理由の説明

GIS等事業者は…省略…本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

26. 本人からの開示等の求めに応じる手続

(1) GIS等事業者は…省略…開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として以下について定め、当該方法に従って、本人からの開示等の求めを受け付ける。

①開示等の求めの申出先

②開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

③開示の求めをする者が本人又は後記(4)の代理人であることの確認方法

④手数料の徴収方法

(2) GIS等事業者は…省略…その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。…省略…本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

(3) 本人の求めによる利用目的の通知及び開示の実施に関し、手数料を徴収することができる。

(4) GIS等事業者は、次に掲げる代理人による開示の求めに応じなければならない。

①未成年者又は成年被後見人の法定代理人

②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

第5節 苦情処理

27. 苦情及び相談への対応

(1) GIS等事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

(2) GIS等事業者は前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

第4章 個人情報保護体制

28. 個人情報保護マネジメントシステムの確立

(1) GIS等事業者の代表者は…省略…個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する為に不可欠な資源を用意しなければならない。

(2) GIS等事業者の代表者は…省略…効果的に実施するための役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、従業者に周知しなければならない。

(3) GIS等事業者の代表者は…省略…管理者を内部のものから指名し…省略…実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。また、GIS等事業者の代表者に対し、運用状況の報告をしなければならない。

29. 点検(監査、是正処置及び予防処置)

個人情報保護監査責任者は、個人情報保護法及び自社の個人情報保護マネジメントシステムに適合した運用が実施されているかを定期的に監査し、GIS等事業者の代表者に報告しなければならない。また、監査の結果個人情報保護法に違反する場合や、違反はしていないが自社のマネジメントシステムに適合しない事項が見つかった場合には、適合する為の是正処置や違反しない為の予防処置などを立案し、実施し、記録しなければならない。さらに、実施された是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。

30. 代表者による見直し

GIS等事業者の代表者は、監査報告書及びその他の経営環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持する為に、少なくとも年1回以上自社の個人情報保護推進体制を見直す。また、事故・苦情・外部からの指摘などに対しても、必要に応じて見直しを行う。

31. 漏洩等が発生した場合の措置

GIS等事業者は、自社が取り扱う個人情報について漏えい等（紛失、破壊、改ざんを含む。）の事実を把握した場合は、次のとおり対応することが必要です。

- (1) 当該漏えい等に関する個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係、発生原因を遅滞なく公表するものとする。
- (3) 発生原因、対応策を所管する省庁及び関係機関に直ちに報告するものとする。